

鉄道運輸規程及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令案について

令和元年 1 1 月

1. 改正の背景

鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）第 2 条に基づく鉄道運輸規程（昭和 17 年鉄道省令第 3 号）第 23 条第 1 項においては、鉄道車内における利用者の安全性を確保するという観点から、他の利用者に危害を及ぼすおそれのある物品の鉄道車内への持込みが制限されており、実包については現在、原則として 200 発以内までと規定されている。

また、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 28 条第 1 項に基づく旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 52 条及び別表においても、他の旅客に危害を及ぼすおそれがある物品等の一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車（以下、単に「事業用自動車」という。）への持込みが制限されており、実包については現在、原則として 50 発以内までと規定されている。

しかし、実包の車内持込みについて規定された当時（鉄道運輸規程にあつては昭和 25 年、旅客自動車運送事業運輸規則にあつては昭和 31 年）は想定されていなかったスポーツ射撃競技（※）の普及がみられるところ、競技者は、多くて 1 人当たり 800 発の実包を輸送する必要があるため、上記の持込数量制限についても、社会の状況変化に対応させる必要が生じている。

（※）ピストル射撃、ライフル射撃等、銃器を用いて射撃を行うスポーツ競技の総称

一方、スポーツ射撃競技のうちライフル又はピストル射撃競技で使用する実包（口径が 0.22 インチ [約 5.7 ミリメートル] のもの）については、その他の実包よりも火薬量が少ない。

以上より、競技用実包 800 発の鉄道車内・事業用自動車内への持込みに係るニーズと安全性について、総合的に勘案し、今般、鉄道運輸規程及び旅客自動車運送事業運輸規則について所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

（1）鉄道運輸規程（昭和 17 年鉄道省令第 3 号）の一部改正

第 23 条第 1 項を改正し、旅客が携帯し、鉄道車内へ持ち込むことが制限される物品のうち、スポーツ射撃競技のうちライフル又はピストル射撃競技で使用する実包（口径が 0.22 インチ [約 5.7 ミリメートル] のもの）に限り、800 発まで鉄道車内に持ち込むことができることとする。

（2）旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）の一部改正

別表を改正し、スポーツ射撃競技のうちライフル又はピストル射撃競技で使用する実包（口径が 0.22 インチ [約 5.7 ミリメートル] のもの）に限り、800 発まで一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車内に持ち込むことができることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布	令和元年 12 月頃
施 行	令和 2 年 1 月